

写

2023年11月15日
全国港湾23発第29号
港運同盟発23—第44号

経済産業省 商務・サービスグループ
商務・サービス審議官 茂木 正 殿



全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 真島 勝 重



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 足立 賢次



港湾政策並びに港湾労働に係わる申し入れ書

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合はコロナ禍に於いても港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。以上の立場から下記の諸問題について、貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. 石炭火力フェードアウトに向けた状況について (資源エネルギー庁)

(1) 現時点での脱炭素化及び温室効果ガス削減に向けた対応について、どのような状況で進められているのか説明を求めます。

(2) 2030年までのフェードアウトに向けて、長年にわたり地域経済を支えてきた石炭産業を失うことを不安視する声や発電施設の休廃止後のプロジェクトで雇用が維持されるか懸念する声も上がっています。つきましては、石炭荷役作業を行っている港湾運送事業者の存続、港湾労働者や関連労働者の雇用に不安を来さないよう貴庁を通じて、港湾組合からの申し入れ内容を地元電力会社に伝えることを求めます。

(3) 今後フェードアウトに伴う立地地域の影響や雇用問題などに向けたステークホルダーとの対話が重要視されます。つきましては、必要な情報交換及び意見交換を行うことを目的に政策所管官庁である資源エネルギー庁、港湾運送所轄官庁である国土交通

省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による「政労使会議」の設置を求める。

2. 価格転嫁政策と港湾運送料金の適正収受について（経済産業省）

- (1) 23春闇において経営者団体である日本港運協会は、政府が進める「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策」を推進し、労働環境整備に資するための適正料金確保の取り組みを24春闇においても継続させていくこととしました。つきましては、貴省と所管官庁である国土交通省、厚生労働省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に労務費に転嫁させるべく適正料金を港湾運送事業者に対して還元するよう、引き続き、指導の徹底を強く求めます。
- (2) 港湾運送料金については、依然として深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を充分に収受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が収受できていない実態があります。つきましては、貴省と所管官庁である国土交通省、厚生労働省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、港湾運送料金を原価計算に基づく荷役料（運賃）の設定と不合理な商慣行の見直し、同時に同施策に応じない船社・荷主（団体）に対しては両罰規定や会社名を公表させるなどの法整備を求める。

3. 港湾の通過貨物対策について（経済産業省）

近年、コンテナラウンドユースは港湾エリアでの長時間待機、CO₂排出量の削減、ドライバー不足対策等の解消に向けた取り組みとしてコンテナラウンドユース事業およびインランドデポ事業を拡大させています。これにより、港湾を通過する貨物が増加し、港湾運送事業者の業域と港湾労働者の職域が狭められています。つきましては、事業推進にあたって、港湾運送事業者へ与える影響等を注視したうえで貴省と所轄官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による「港湾機能対策会議（仮称）」の設置を求める。

4. 海上コンテナ（ドライコンテナ）による液体輸送について（経済産業省）

依然として、ドライコンテナによる液体輸送がコスト削減を理由に一般化しています。安全輸送を重視する立場からドライコンテナでのフレキシブルバッグを使用しての液体輸送については「液体類専用タンクコンテナ」に切り替えて輸送すべく荷主関係団体に対して強く推奨するよう求める。

5. 国際海上コンテナ陸上輸送における「特殊車両通行許可」について（経済産業省）

海上コンテナ輸送を行う際「特殊車両通行許可」の条件を荷主が理解していないことから、運送事業者は法令違反して運送行為をせざるを得ない状況になっています。つき

ましては、貴省と国土交通省が連携を図りながら荷主団体に対して道路交通法など車両制限（車両の幅、長さ、重量等）に関する法令に基づく特殊車両を理解させたうえで運送依頼をするよう求めます。

同時に貴省と所轄官庁である国土交通省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との情報交換が出来る場の設置を求める

6. 自然災害対策について (経済産業省)

近年、頻発する自然災害の影響で港湾地区に甚大な被害を及ぼしています。つきましては、港湾機能を停滞させないためにも貴省と所管官庁である国土交通省が連携を図りながら港運事業者及び港湾労働者が持続可能な救済措置制度の確立を求める

以上